

## 匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成26年1月30日（木）

13：30～15：00

ふれあいセンター 1階 第1会議室

（司会）

定刻になりましたので始めさせていただきます。

司会進行につきましては、産業振興課長の林が務めますので、よろしく御願います。

本日の出席者は協議会委員14名の内12名で、過半数を超えております。

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会は成立したことをここに御報告いたします。

また、本日農業委員会から新たな委員を二名御迎えしていますので、自己紹介を御願ひしたいと思います。

（2名から自己紹介がされる。）

ありがとうございました。

それでは議事に入る前に、協議会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

（協議会長）

公私共お忙しいなか、当協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

本日御審議いただくのは、匝瑳市長から諮問のありました、平成25年11月受付分、匝瑳市農業振興地域整備計画変更6案件についてです。

委員の皆様の慎重なる御審議を御願ひいたします。

（司会）

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第1項の規定により、会長に議

長を御願ひします。

(議長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。

はじめに議題の(1)「匠瑳市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について」の審議は、重要変更となる除外5案件と、軽微変更となる地番変更1案件の合計6案件です。

案件番号順に、事務局からの説明が終了後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。

それでは、案件毎の審議に入りたいと思います。

まず案件番号1について、事務局の説明を御願ひします。

(事務局)

では、除外案件1(専用住宅及び車庫建設)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願ひます。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。

引き続き除外案件2について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件2（専用住宅建設）について説明いたします。

（事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等）により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員A)

航空写真を見ると樹木が多くあるように見えるが、地目は田になっている。

この点についてどういう経過なのか。

(事務局)

航空写真は平成24年1月現在のものです。

事務局で現場を確認した段階では樹木等なくほぼ更地の状態でした。

地目は田ですが、以前から植木畑として利用されていたようです。

(議長)

他にはありますか。

ないようですので採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。

引き続き除外案件3について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件3（専用住宅建設）について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。

引き続き除外案件4について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件4(駐車場及び倉庫設置)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

また、本案件について、匝瑳市農業委員会から違反転用事例であり、現状復旧を求める旨の意見書が出されていることと、本日までに申出者がほぼ復旧を終えている旨の報告をした。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員B)

私は今朝、この現場にいて、ある程度現状復旧がされているのを確認した。

ただこの業者に対し、農業委員会として違反転用について再三指導を行ってきたが、いままで改善が見られなかった。

しかし、この1週間でバタバタと工事し、現状を取り繕ったような感じがするのだが。

(委員C)

梱包材等を飛散させて、周辺から苦情が来ていると聞いているが。

(議長)

委員会の皆さんの意見としてはどうなのか。

(委員B)

農業委員の立場としては、本日会長も欠席であるし、我々だけでは判断しにくい。

(議長)

事務局はどうか。

(事務局)

申出者は意見に沿って復旧を済ませており、違反状態の是正を図る観点からも追認できる案件と思われませんが。

(議長)

他の委員はありますか。

(委員D)

農業委員会からの委員さん達に一任する。

<他委員から賛同の声>

(議長)

では、本案件は農業委員会の委員の皆さんに一任ということで、いったん保留

し、後日結論をいただき、それに従うということでどうでしょうか。

<異議なしの声>

(議長)

では、その様に決しました。

農業委員会委員の方で結論がでましたら、事務局に連絡をお願いします。

引き続き除外案件5について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件5（専用住宅建設）について説明いたします。

本案件については、除外要件が満たせないことが判明し、取り下げになったことを説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは、引き続き軽微変更案件1について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、軽微変更案件1（地番変更）について説明いたします。

（事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等）により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。

以上で議題(1)についての審議は終了いたしました。

引き続き議題(2)その他についてですが、委員から何かありますか。

<特に無しの声>

(議長)

事務局はどうでしょうか。

(事務局)

では、事務局から各委員に御意見を伺いたいと思います。

軽微変更事案で、農業施設用地への変更の場合における周辺環境に影響を与える恐れのある施設(畜産施設等)の審議に関しての今後の方針について

(当協議会における過去の審議経過・近隣市町村の対応状況・林地開発、埋め立て等の県条例の関連規定等例に挙げ説明する。)

(産業振興課長)

只今説明のあったことに補足します。

以前の案件では、添付された当該地区の区長の同意書について、地区民の意見が反映されていないとの理由で、保留扱いとされたケースがありますが、今後の判断材料として周辺住民の意見を聞く場を設けることが必要と思われれます。

環境と産業振興、両方を考えた場合、周辺区域への説明を行い、意見を反映していくことが最善ではないかということから、今回の提案となりました。

(議長)

事務局から説明がありました。御意見等ありますでしょうか。

私の地元でも大規模養鶏場の計画が近隣でありまして、それこそ林地開発の関連で説明会があるような話があります。

協議会としても今後の判断をしていく上で、このような手続きは必要と思われるので、委員の御意見を御願います。

それから、説明会のエリア図の考え方をもう少し詳しく説明願いたい。

(事務局)

畜産臭気等を考えると、季節や気象条件等によって拡散する方角が一定でない為、事業計画地は当然として、そこを中心として隣接する区域にも説明をしたほうが良いと思われるので、それをイメージした図であります。

(委員 A)

現在市内で新たな給食センターが建設中であるが、調理過程で臭いが出る施設であるので、用地の選定の時点ではかなり議会でも議論となったところです。

畜産は営むほうには利益をもたらしますが、周辺住民にメリットはありません。

地価も下がるでしょうし、それを考えればもっと厳しく考えたほうが良いと思います。

(委員 E)

先進的な事例地をさがして、視察等行うなどしたらどうか。

また、今後耕作放棄地再生利用を名目に企業等が参入してくるようなケースが考えられるので、よく考えたほうが良いと思う。

(議長)

私からも意見を言わせていただくと、住民の意見を聞くことは最低限必要と思われるので、これをやって、まだ不十分と思えばまた追加でなにか考えれば良いと思いますが。

いきなり完璧なものはありませんからね。



(委員 E)

当市は農業が主要産業であるので、何もかも縛ってしまうのではなく、こういった方向が望ましいと思う。

(委員 F)

法的に定めのないものは、業者によっては履行しない場合も考えられるので、書類提出時に事務局で指導に気を付けたほうが良いと思う。

(議長)

では、この辺でどうでしょうか、事務局。

(産業振興課長)

貴重な御意見ありがとうございました。

説明会の実施に関しては、今後案件提出時に事務局で申出者と調整し、審議会以前に実施及び報告が済むような流れで行いたいと思います。

(議長)

それでは本日の全ての議題を終了とします。

本日の結果については、後日匝瑳市長あてに答申いたします。

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

(議事終了 15時)